介護予防・日常生活支援総合事業の実施について

平成28年10月25日

平成29年2月1日修正（P18）

熊本市高齢介護福祉課

目次

１．介護予防・日常生活支援総合事業の概要

２．熊本市の状況・熊本市の総合事業の考え方

３．サービスの利用方法について

４．訪問型サービスについて

５．通所型サービスについて

６．事業所指定について

７．その他

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

地域包括ケア推進室

2025 年に向けた介護人材の構造転換（イメージ）

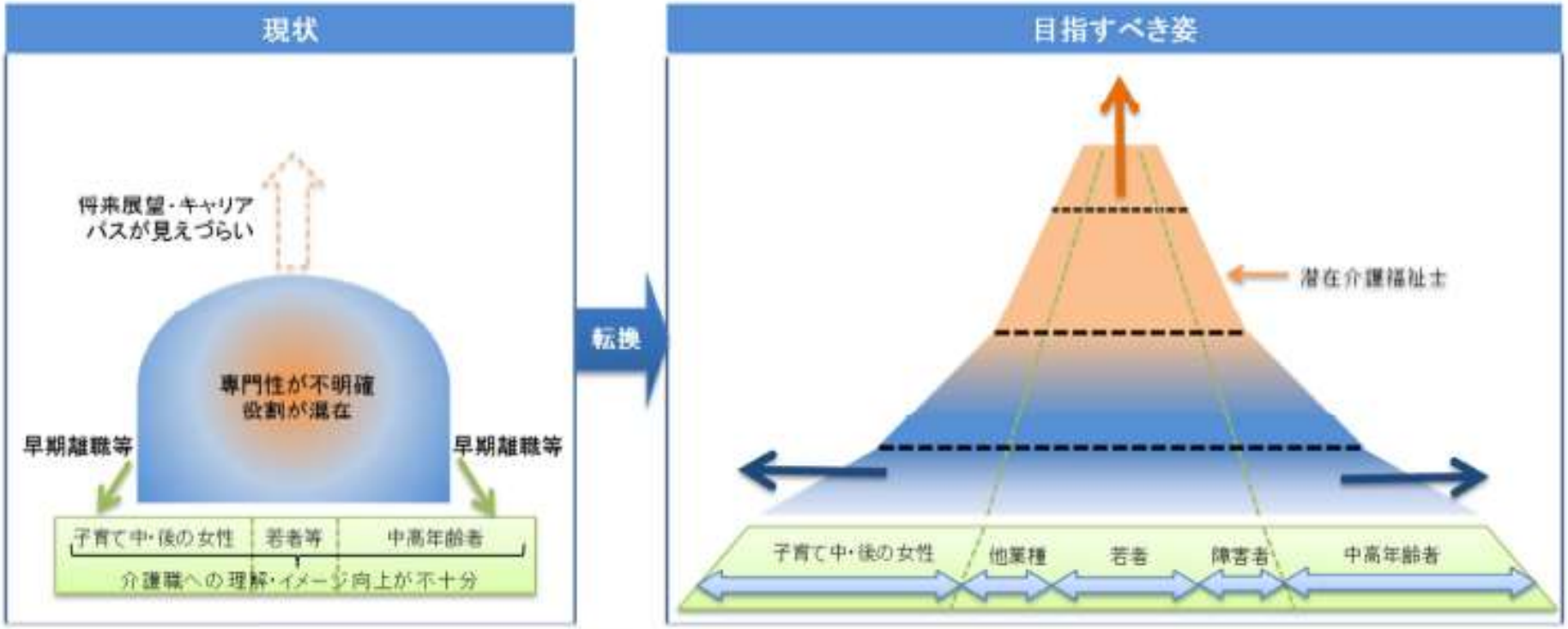

参入促進	1. すそ野を拡げる	人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る
労働環境・処遇の改善	2. 道を作る	本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する
	3. 長く歩み続ける	いったん介護の仕事についた者の定着促進を図る
資質の向上	4. 山を高くする	専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す
	5. 標高を定める	限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

国・地域の基盤整備

出典：第4回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会平成27年2月23日資料

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

介護予防給付から地域支援事業へ

介護保険法改正により、全国一律の予防給付の一部を市町村の実施する総合事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限活かしつつ、介護予防訪問介護・通所介護と住民によるサービス等を総合的に提供できるように見直された

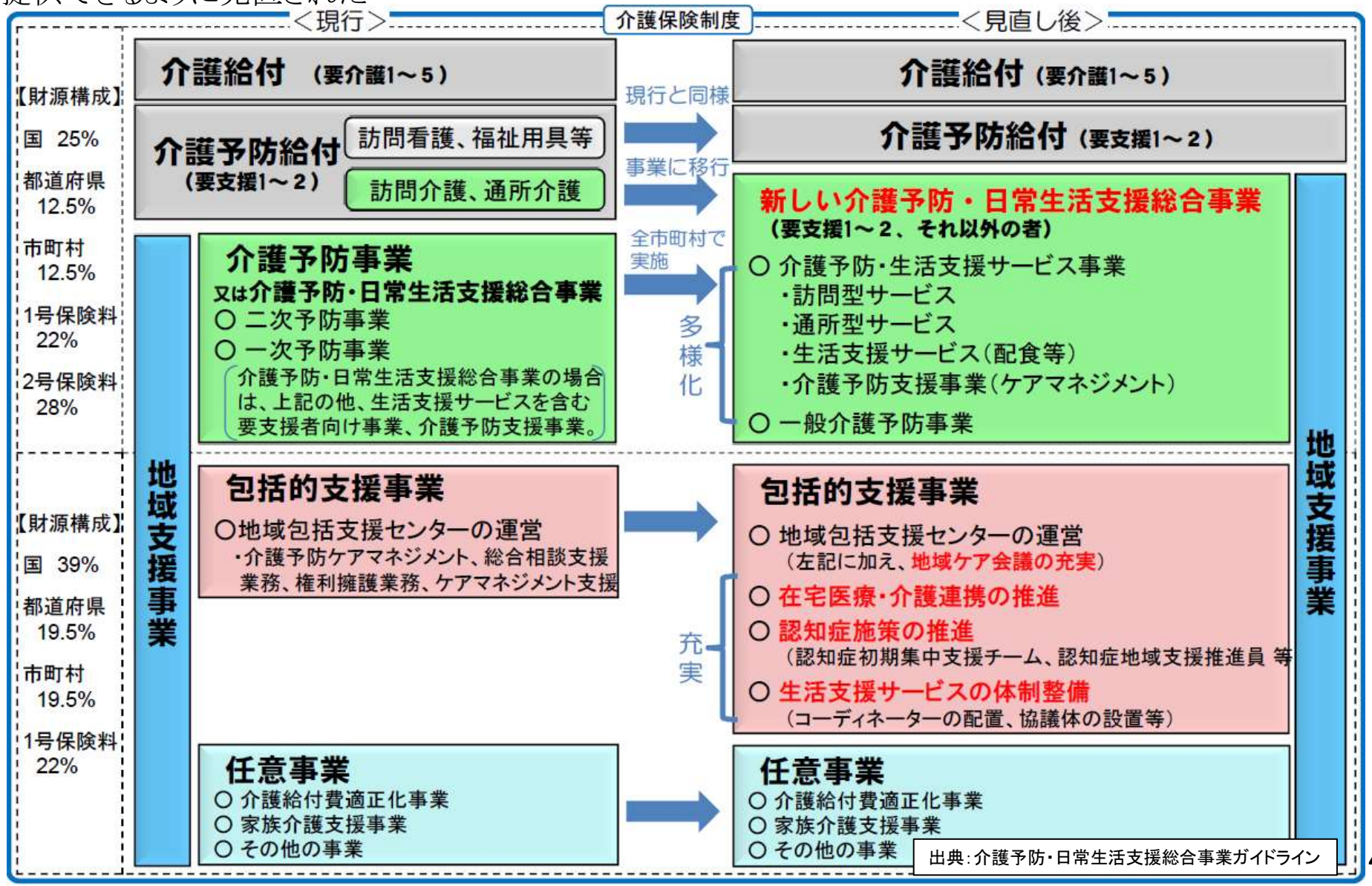

出典：介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

総合事業の構成

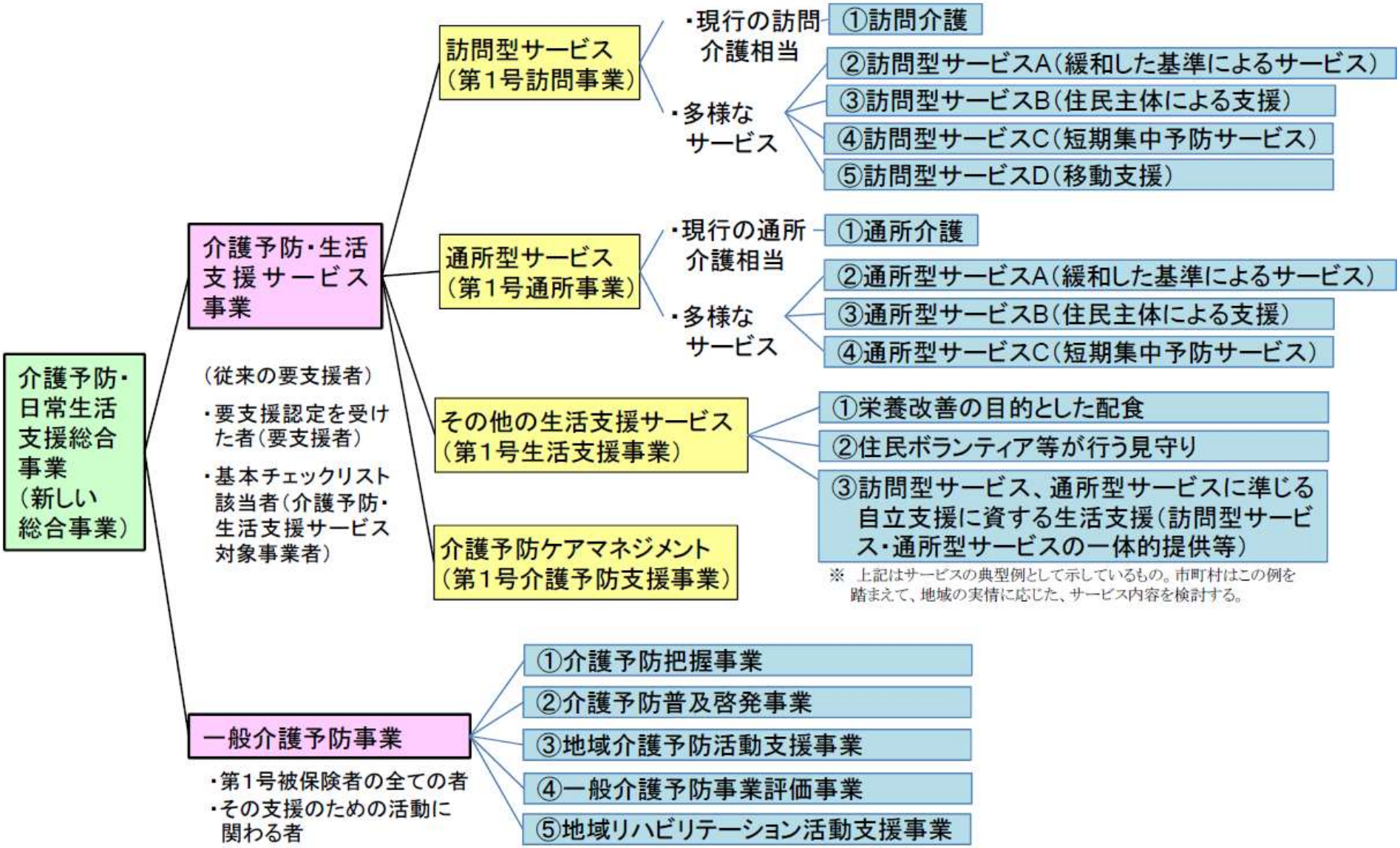

出典：介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン

2. 熊本市の状況・熊本市の総合事業の考え方

地域包括ケア推進室

高齢化の進展

《背景》団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年問題

後期高齢者の増加　認知症高齢者の増加　介護人材不足　介護事業費の増加

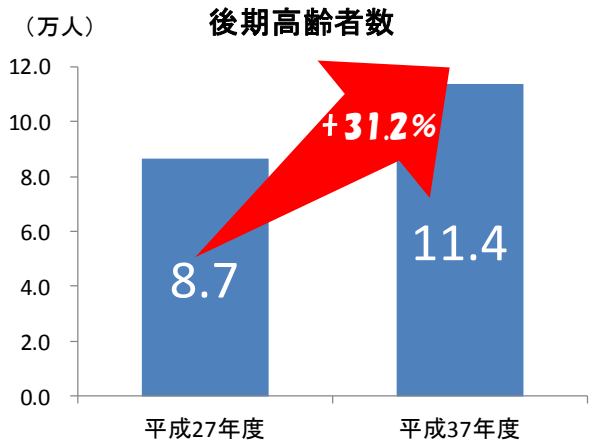

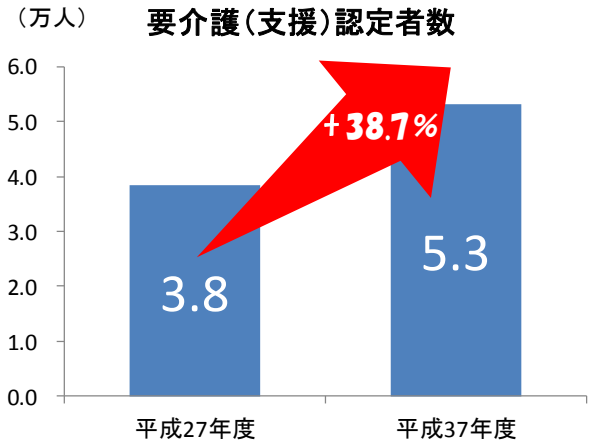

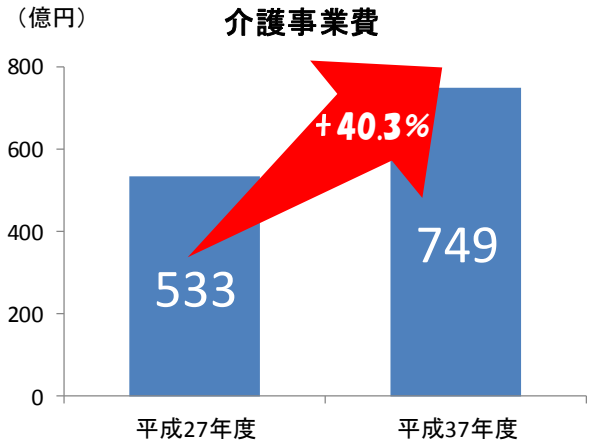

熊本市においては、平成37（2025）年までの10年間に

- 高齢者が約29,000人【+16.7%】増加する見込み （うち、後期高齢者約27,000人【+31.2%】）
- 要介護（支援）認定者は約15,000人【+38.7%】増加する見込み
- 介護事業費は約533億円⇒約749億円（+約216億円【+40.3%】）増加する見込み
- 介護保険料は5,700円⇒7,980円に増加【+40.0%】する見込み

また、単身高齢者世帯や認知症高齢者の増加、介護人材の不足がさらに進行することが懸念される

出典：第6期くまもとはつらつプラン（熊本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）

地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築する

医療

◆在宅医療の推進
（医療と介護の連携促進等）

住まい

介護

◆介護事業の重点化・効率化
（要支援1・2の予防給付の見直し等）

① 要支援1・2の訪問介護

② 要支援1・2の通所介護

③ 地域の介護予防活動

生活支援　介護予防

◆リハ職の活用や住民主体の取組を促進
◆地域の高齢者の集いの場の充実　等

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者のサービス受給状況

熊本市の要支援者のサービス利用状況（H28年3月（2月審査）分）

（単位：人）

	介護予防 訪問介護	介護予防 通所介護	介護予防 通所リハ	福祉用具 貸与	その他
要支援1	1，963	1，513	700	1，017	421
要支援2	2，063	1，651	991	1，668	493
合計	4，026	3，164	1，691	2，685	914

※ 介護予防支援を除く

基準緩和型サービスの目的

≪訪問型サービス≫

・介護福祉士などの専門性の高い職種は、専門性の高い身体介護などのサービスに特化し、新たな担い手により掃除や買い物などの生活援助を行う制度を構築する

≪通所型サービス≫

・機能訓練を中心としたサービスの創設により、ニーズにあった選択肢を広げる

2. 熊本市の状況・熊本市の総合事業の考え方

熊本市総合事業の類型

訪問型

現行

予防給付（約4，000人）	二次予防
訪問介護事業所によるサービス提供	居宅での相談指導等

平成29年度 ①

従来型	サービスA（基準緩和）	サービスB（住民主体）	サービスC（短期集中）	サービスD（移動支援）
訪問介護員（ホームヘルパー）による身体介護・生活援助	訪問介護員（ホームヘルパー）または一定の研修を受けた者による生活援助	住民主体の自主活動として行う生活援助等	居宅での相談指導等	移送前後の生活支援

通所型

現行

予防給付（約3，000人）	二次予防	一次予防
通所介護事業所によるサービス提供	短期通所プログラム	ふれあい・いきいきサロン（486箇所）

平成29年度 ② ③

従来型	サービスA（基準緩和）	サービスB（住民主体）	サービスC（短期集中）	一般介護予防
終日のサービス提供を基本とする通所介護	短時間の機能訓練を中心とした通所介護	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上等のプログラム	地域介護予防活動の推進

サービス移行のイメージ

平成29年4月から要支援1・2の方の訪問介護・通所介護サービスの内容と、利用手続きが変わります

- サービスの種類が増え、その方に合った利用ができます（サービスの多様化）
- 一部の方については、要支援認定に代えて、チェックリストにより該当者を判断します（事務簡素化）
- 地域の介護予防活動を推進します

※訪問介護・通所介護以外（福祉用具レンタルなど）は変わりません

これまでは

① 訪問型サービス 約4,000人

介護予防訪問介護

自宅で受ける
・入浴や着替えのお手伝い
・掃除や買い物のお手伝い

- 身体介護が必要な方
- 身体介護が不要な方

② 通所型サービス 約3,000人

介護予防通所介護

通所施設で受ける
・機能訓練
・体操やレクリエーション

- 終日の利用が必要な方
- 短時間利用を希望される方

③ 介護予防活動

地域の予防活動

ふれあい・いきいきサロン（486ヶ所）など

これからは（平成29年4月～）

これまでと同様の訪問介護

自宅で受ける
・入浴や着替えのお手伝い
・掃除や買い物のお手伝い

基準緩和型訪問介護

自宅で受ける
・掃除や買い物のお手伝い
<u>※ヘルパーの基準緩和（研修簡素化）・低料金</u>

これまでと同様の通所介護

通所施設で受ける
・機能訓練
・体操やレクリエーション

基準緩和型通所介護

通所施設で受ける
・機能訓練中心
<u>※短時間・低料金</u>

地域の予防活動

住民主体の介護予防活動を推進

導入にあたっての基本的な考え方

1　現利用者のサービス低下を招かない

・必要な人に適切なサービスを提供する
・制度改正以前からの利用者が利用継続できることを基本とする

2　事業所の参入を促進する

・多くの事業者の参入によるサービスの多様化やサービスの充実を図る

3　住民等による介護予防活動を推進する

・介護予防活動の担い手として、住民等の活動を支援する
（地域コミュニティの活性化）

4　制度の継続性を確保する

・適切な単価設定等により、効率的・効果的な事業を実施する

2. 熊本市の状況・熊本市の総合事業の考え方

○ 訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。

○ 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業（介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業）のサービスと介護予防給付のサービス（要支援者のみ）を組み合わせる。

○ 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に（基本チェックリストで判断）。

※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。

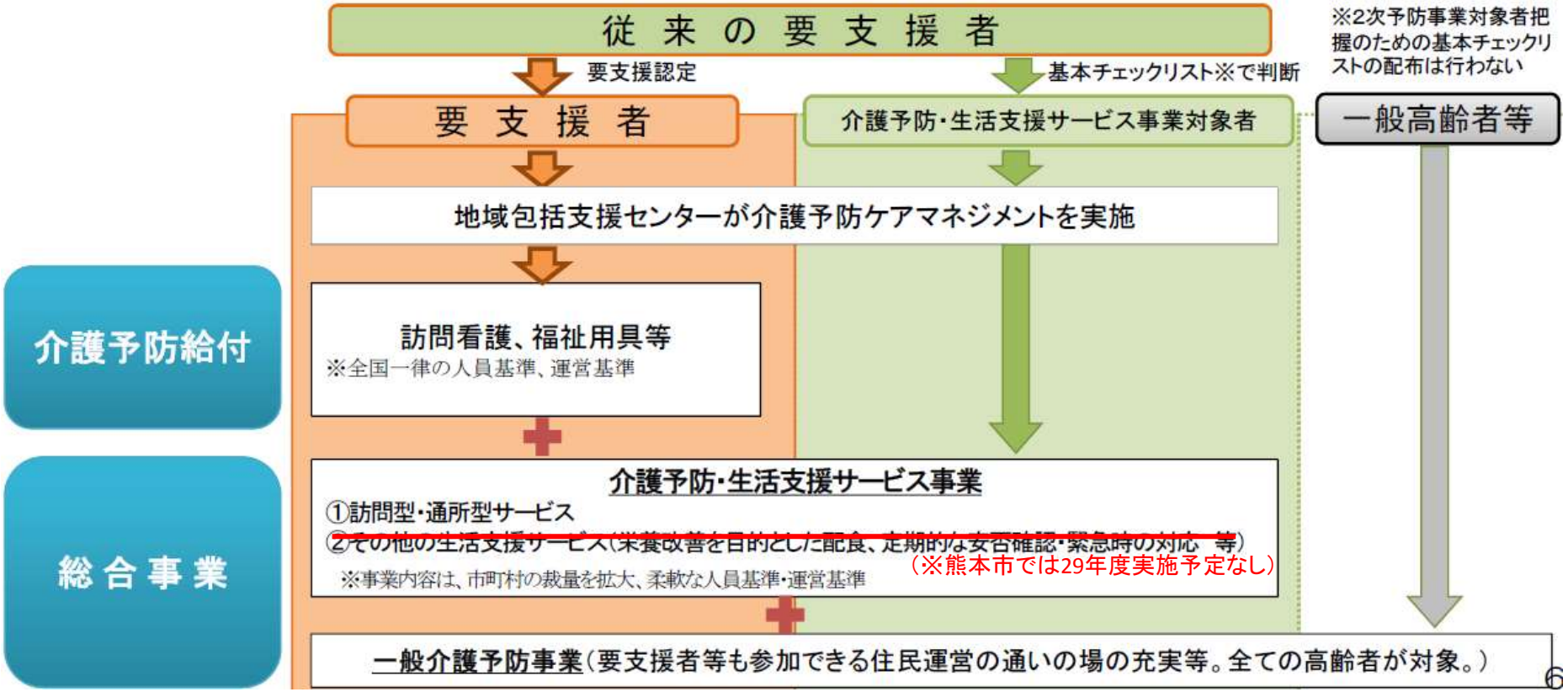

３．サービスの利用法について

認定給付班

３．サービスの利用方法について

１．サービス費用の負担割合は、現行の予防給付と同等（1割または2割）

２．予防給付と同様の負担軽減制度を設定
- 高額介護予防サービス費相当を支給
- 高額医療合算介護予防サービス費相当を支給

３．更新認定の簡素化等
- 新たにサービスを利用する場合は、要支援認定を原則
- 認定更新の際に、総合事業のみを利用する場合は、基本チェックリストのみによる利用も可能
- 短期間限定で短時間通所を利用する場合は基本チェックリストのみで利用可能

3. サービスの利用方法について

新規・変更時

利用者

各区福祉課・地域包括支援センターに相談

要介護（支援）認定申請

認定調査・主治医意見書

要介護認定

要介護１～５

居宅サービス計画

○施設サービス
・特別養護老人ホーム
・介護老人保健施設
・介護療養型医療施設

○居宅サービス
・**訪問介護**・訪問看護
・**通所介護**・短期入所など
○地域密着型サービス
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
・小規模多機能型居宅介護
・夜間対応型訪問介護
・認知症対応型共同生活介護など

介護給付

要支援認定

要支援１～２

予防給付のみ利用

予防給付と総合事業利用

介護予防サービス計画

○介護予防サービス
・介護予防訪問看護
・介護予防通所リハビリ
・介護予防居宅療養管理指導など
※介護予防訪問・通所介護は総合事業へ
○地域密着型介護予防サービス
・介護予防小規模多機能型居宅介護
・介護予防認知症対応型通所介護など

予防給付

基準緩和（短期間）通所のみ利用

チェックリスト実施

総合事業のみ利用

介護予防ケアマネジメント

○介護予防・生活支援サービス事業
・訪問型サービス（現行相当・基準緩和）
・通所型サービス（現行相当・基準緩和）
〔通所型サービス（基準緩和（短期間））〕

○一般介護予防事業
・住民主体の介護予防活動
（※全ての高齢者が利用可）

総合事業

（認定非該当だがチェックリスト該当者も基準緩和（短期間）通所は利用可）

非該当

非該当

3. サービスの利用方法について

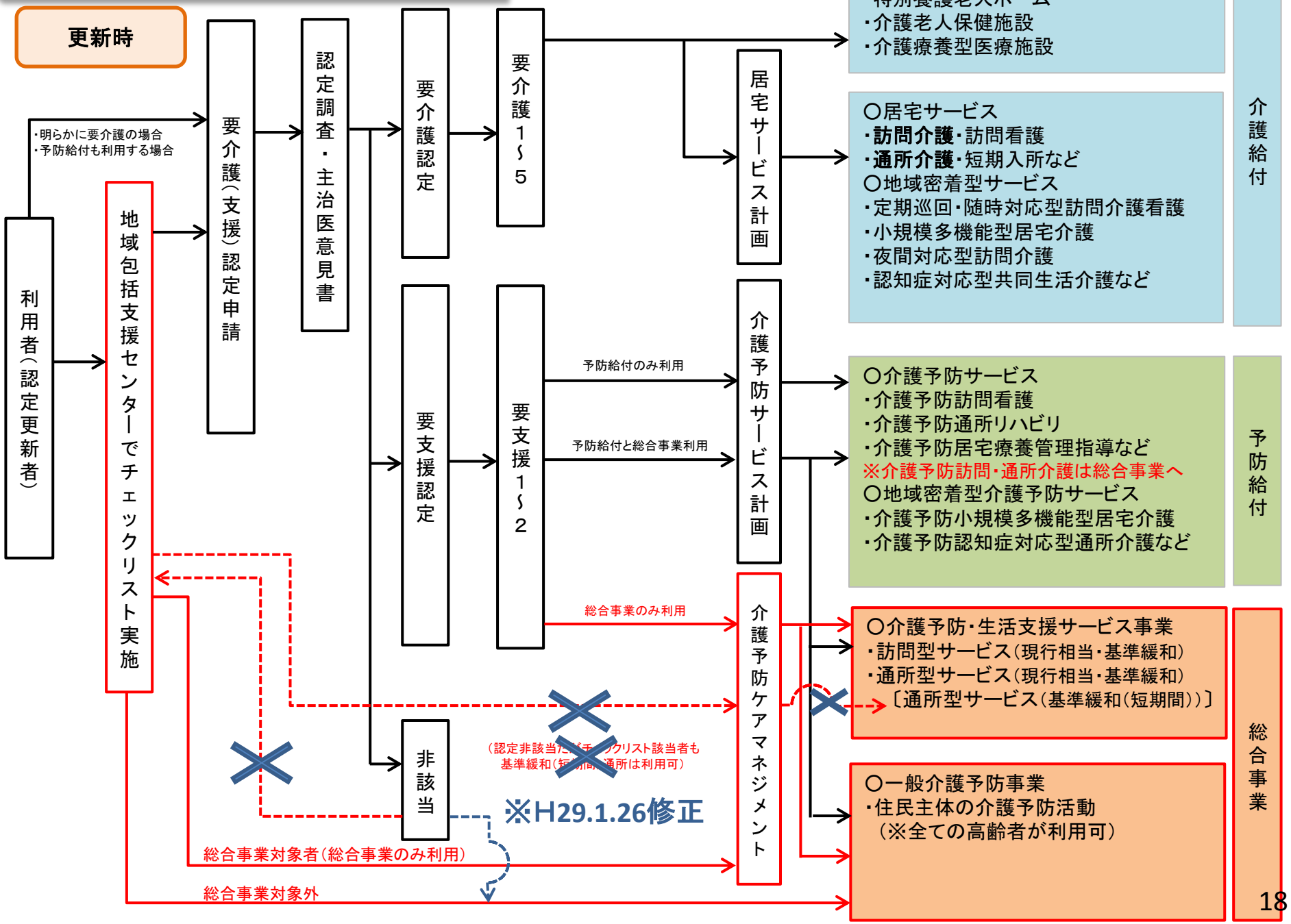

3. サービスの利用方法について

現在要支援者（介護予防訪問・介護予防通所のみ利用者）の総合事業対象への移行イメージ

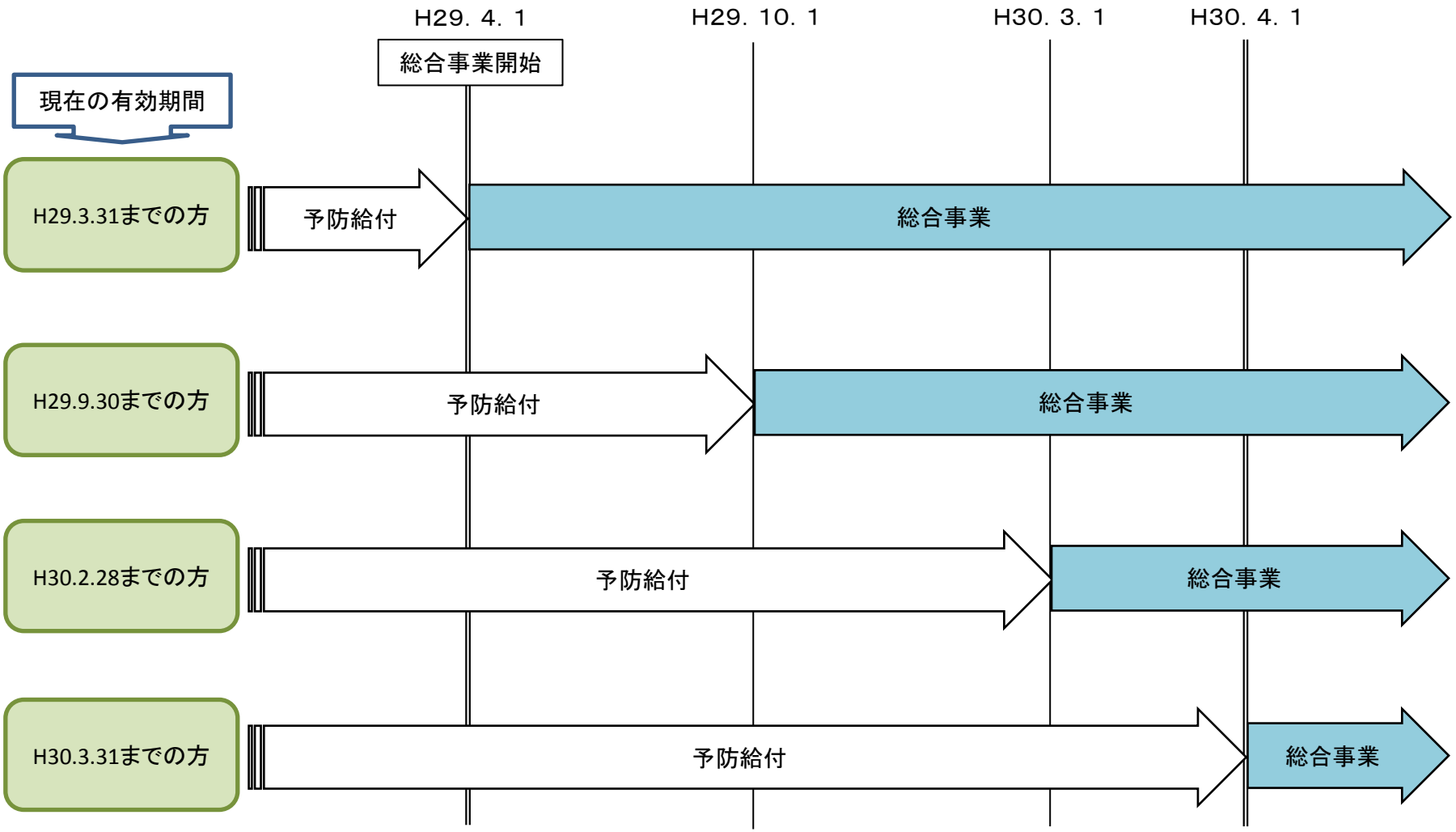

予防訪問介護・予防通所介護のみ利用する要支援者は、平成29年度中に総合事業へ移行

3. サービスの利用方法について

○ケアプランの作成（地域包括支援センター）

・要支援者（予防給付のみ、又は予防給付と総合事業サービスを併用）
　＝介護予防サービス・支援計画（従来どおり）

・総合事業対象者（及び総合事業サービスのみを利用する要支援者）
　＝介護予防ケアマネジメントA（新設）
　　※従来どおり、サービス担当者会議やモニタリング等を行う

○住所地特例者の取扱い

・総合事業サービスの提供は施設等所在市町村が実施

・他市町村が保険者である住所地特例対象者が、熊本市の総合事業サービスを利用することは可能。

○サービス費の請求

・熊本市で行う総合事業サービスについてはいずれも国保連へ請求（従来どおり）

・なお、総合事業サービスについてはサービスコードが異なることに注意

4. 訪問型サービスについて

指導班

サービス類型案

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和型訪問介護
サービス提供者	訪問介護員	訪問介護員、簡易型の研修修了者（熊本市が定める研修）または熊本市が認める資格を有する者（厚労省認定の家政士　など）
サービス内容	身体介護のみ 身体介護+生活援助	生活援助のみ
利用できる者	要支援者 事業対象者（認定更新した者）	要支援者 事業対象者（認定更新した者）
想定実施主体	指定訪問介護事業者	指定訪問介護事業者
報酬の考え方	現行サービス同様	検討中※

※　後日、熊本市ホームページに掲載します

4. 訪問型サービスについて　指定基準案【概要】

サービス類型	現行相当サービス	基準緩和型訪問介護
人員基準	**現行の介護予防訪問介護と同じ基準** ① 管理者　常勤専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能。 ※併設される入所施設の看護・介護職員との兼務は不可。 ② 訪問介護員等　常勤換算2．5人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修1級課程修了者、訪問介護員養成研修2級課程修了者】 ③ サービス提供責任者　常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人につき1人以上　常勤・専従（一部非常勤可）。 【資格要件：介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修1級課程修了者、看護師等の資格を有する者で介護員養成研修介護職員初任者研修課程修了者、実務者研修修了者で介護員養成研修介護職員初任者研修課程修了者】	**現行の介護予防訪問介護の基準を次のとおり緩和** ① 管理者　専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能。 ※併設される入所施設の看護・介護職員との兼務は不可。 ② 訪問介護員等　サービス提供に必要な人数（1人以上は常勤） 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修1級課程修了者、訪問介護員養成研修2級課程修了者、熊本市が行う簡易型の研修修了者または熊本市が認める資格を有する者（厚労省認定の家政士　など）】 ③ 訪問介護事業責任者　常勤の訪問介護員等のうち1人以上で必要数。 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修1級課程修了者、訪問介護員養成研修2級課程修了者】 ※ただし、事業所の最低人員は2人以上とする（管理者を含む）
設備基準	**現行の介護予防訪問介護と同じ基準** ① 事業運営に必要な面積を有し、必要な設備、備品を備えること ② 専用が望ましいが、間仕切り等で明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室でも差し支えない（区分されていなくても業務に支障がないときはして、事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる） ③ 利用申し込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保する	左記に同じ
運営基準	① 運営規程等の説明・同意 ② 提供拒否の禁止 ③ 訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ④ 秘密保持 ⑤ 事故発生時の対応 ⑥ 個別サービス計画の作成　等	左記に同じ

4. 訪問型サービスについて

同一事業所において訪問介護・現行相当サービス、基準緩和型訪問介護の各サービスを提供する場合は、

・ 訪問介護・現行相当サービスの場合、訪問介護員等は常勤換算で2．5人以上配置することとなるが、基準緩和型訪問介護を担当する訪問介護員等は「常勤換算2．5」とは別に配置する必要がある。

・ サービス提供責任者・訪問介護事業責任者は、次のどちらかで配置する。

①訪問介護・現行相当サービスと、基準緩和型訪問介護のそれぞれの基準に従ってサービス提供責任者と訪問介護事業責任者を配置する。

②訪問介護・現行相当サービスと、基準緩和型訪問介護の利用者の合計数に応じて、サービス提供責任者の員数を算定し配置する。

（例）・訪問介護利用者　50人
・基準緩和型訪問介護利用者　60人
① サービスごとに配置　サービス提供責任者：2人以上
訪問介護事業責任者：1人以上
② 利用者合計（110人）に応じてサービス提供責任者を配置
サービス提供責任者：3人以上

4. 訪問型サービスについて　報酬案

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和型訪問介護
訪問サービス費	週1回程度　1，168 週2回程度　2，335 週3回超程度　3，704	検討中※
初回加算	+200	検討中※
生活機能向上連携	+100	検討中※
同一建物減算	×90/100	検討中※
介護職員処遇改善	加算Ⅰ　+所定単位×86/1000 加算Ⅱ　+所定単位×48/1000 加算Ⅲ　+（加算Ⅱ）×90/1000 加算Ⅳ　+（加算Ⅱ）×80/1000	検討中※

※　後日、熊本市ホームページに掲載します

５．通所型サービスについて

指導班

サービス類型案

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和型通所介護
サービス内容	現行サービス同様	機能訓練を中心としたサービス （3時間未満）
利用できる者	要支援者 事業対象者（認定更新した者）	要支援者 事業対象者（認定更新した者） 事業対象者（更新によらず、新規に認定を受けた場合、短期間のみ利用可能）
想定実施主体	指定通所介護事業者	指定通所介護事業者
報酬の考え方	現行サービス同様	検討中※

※　後日、熊本市ホームページに掲載します

5. 通所型サービスについて　指定基準案【概要】

サービス類型	現行相当サービス	基準緩和型通所介護【現行相当との一体的提供】	基準緩和型通所介護【単独提供】
人員基準	**現行の介護予防通所介護と同じ基準** ① 管理者　常勤・専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能。 ※併設される入所施設の看護・介護職員との兼務は不可。 ② 生活相談員　1名以上 【資格要件：社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員　等】 ③ 介護職員 ◆利用者が 15人まで　1人 16人以上　15人を超える部分において、利用者の数を5で除した数に＋1人 ◆単位ごとに介護職員を常時1人以上従事させること ④ 看護職員　専従1人以上 【資格要件：看護師、准看護師】 ⑤ 機能訓練指導員　1人以上 【資格要件：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士　等】 ※生活相談員・看護職員又は介護職員の1人以上は常勤 ※利用定員が10人以下の場合、③と④については介護職員又は看護職員が1人以上確保されていること	**現行の介護予防通所介護の基準を次のとおり緩和** ① 管理者　常勤・専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能。 ※併設される入所施設の看護・介護職員との兼務は不可。 ② 生活相談員　1名以上 【資格要件：社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員　等】 ③ 介護職員 ◆利用者が 15人まで　1人 16人以上　15人を超える部分において、利用者の数を10で除した数に＋1人 ◆単位ごとに介護職員を常時1人以上従事させること ④ 看護職員　専従1人以上 【資格要件：看護師、准看護師】 ⑤ 機能訓練指導員　1人以上 【資格要件：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士　等】 ※生活相談員・看護職員又は介護職員の1人以上は常勤 ※利用定員が10人以下の場合、③と④については介護職員又は看護職員が1人以上確保されていること	**現行の介護予防通所介護の基準を次のとおり緩和** ① 管理者　常勤・専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能。 ※併設される入所施設の看護・介護職員との兼務は不可。 ② 介護職員 ◆利用者が 15人まで　1人 16人以上　15人を超える部分において、利用者の数を10で除した数に＋1人 ◆単位ごとに介護職員を常時1人以上従事させること ③ 機能訓練指導員　サービス提供時は専従1人以上 【資格要件：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士　等】 ※①及び②、①及び③は兼務可。
設備基準	**現行の介護予防通所介護と同じ基準** 以下の設備は専ら通所介護事業の用に供するものでなければならない ① 食堂及び機能訓練室 合計した面積（内法実測）が3㎡×利用定員以上の面積を有すること ② 静養室 利用定員に見合った広さの専用の静養スペース ③ 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏洩しないよう配慮されていること ④ 事務室 事務を行えるスペース（他事業との兼用可） ⑤ 消火設備その他の非常災害時の必要な設備 消防法その他の法令に規定された設備 ⑥ その他必要な設備 用途に必要な広さと機能を有すること	左記に同じ	**現行の介護予防通所介護の基準を次のとおり緩和** 以下の設備は専ら通所介護事業の用に供するものでなければならない ① 機能訓練室 合計した面積（内法実測）が3㎡×利用定員以上の面積を有すること ② 事務室兼相談室（他事業との兼用可） 遮へい物の設置等により相談の内容が漏洩しないよう配慮されていること ③ 消火設備その他の非常災害時の必要な設備 消防法その他の法令に規定された設備 ④ その他必要な設備 用途に必要な広さと機能を有すること
運営基準	① 運営規程等の説明・同意 ② 当該事業所に勤務する従業員の体制 ③ 衛生管理 ④ 秘密保持 ⑤ 事故発生時の対応 ⑥ 個別サービス計画の作成　等	左記に同じ	左記に同じ

5. 通所型サービスについて

通所介護には地域密着型通所介護を含みます

・通所介護・現行相当サービスと、基準緩和型通所介護【単独提供】のサービスを提供するにあたっては、それぞれの区分ごとに指定基準を満たす必要がある。

① 別の場所で実施 （例：別フロア、別棟　など）
② 時間帯を分けて実施
③ 曜日を分けて実施

5. 通所型サービスについて　報酬案

サービス種別	現行相当サービス	基準緩和型通所介護
通所サービス費	要支援1（事業対象者）　1，647 要支援2　3，377	検討中※
若年性認知症受入加算	+240	検討中※
生活機能訓練向上グループ加算	+100	検討中※
運動機能向上	+225	検討中※
栄養改善	+150	検討中※
口腔機能向上	+150	検討中※
選択的サービスⅠ	+480	検討中※
選択的サービスⅡ	+700	検討中※
事業所評価加算	+120	検討中※
サービス提供体制強化加算	現行基準と概ね同様	検討中※
介護職員処遇改善加算	加算Ⅰ　+所定単位×40/1000 加算Ⅱ　+所定単位×22/1000 加算Ⅲ　+（加算Ⅱ）×90/1000 加算Ⅳ　+（加算Ⅱ）×80/1000	検討中※

※　後日、熊本市ホームページに掲載します

6. 事業者指定について

指導班

6. 事業者指定について

1. 指定の手続き

（1）現行相当サービス

①平成27年3月31日以前に「介護予防訪問（通所）介護」の指定を受け事業者は、平成30年3月31日まで総合事業（現行相当サービス）のみなし指定を受けたものとみなされています。引き続き熊本市被保険者に対して、介護予防訪問（通所）介護サービスを提供する場合は、平成30年3月31日までに熊本市に**指定更新**の申請が必要となります。

②平成27年4月1日以降に「介護予防訪問（通所）介護」の指定を受けた事業者は、みなし指定の対象になりませんので、熊本市に「介護予防訪問（通所）介護」の**指定申請**が必要です。

	みなし指定の有無	第1号訪問（通所）事業	
		現行相当サービス	基準緩和型
H27.3.31までに指定を受けた事業者	あり	指定更新　要	指定申請　要
		手数料：10，000円	
H27.4.1以降に指定を受けた事業者	なし	指定申請　要	指定申請　要
		手数料：15，000円	

（2）基準緩和型訪問（通所）介護

新しいサービス類型ですので、**熊本市に必ず申請**が必要です

受付期間は、後日、熊本市ホームページに掲載します

2. 指定期間　6年間

※ただし、指定期間は原則6年ですが、「訪問介護」または「通所介護」の指定を受けている場合、事業者の希望により、指定有効期間の満了日を次のとおりの対応も可能です。（予定）

①みなし指定を受けた事業者が現行相当サービスの指定更新を受ける場合及び基準緩和型の指定を受ける場合の指定有効期間は、「訪問介護」または「通所介護」の指定有効期間の満了日までとする。

②平成27年4月1日以降に「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」の指定を受けた事業者が現行相当及び基準緩和型の指定を受ける場合の指定有効期間は、「訪問介護」または「通所介護」の指定有効期間の満了日までとする。

6. 事業者指定について

3. 定款等の変更

総合事業の開始にあたり、サービス提供事業者は定款等について変更が必要になります。

（1）法人の定款・登記簿謄本　等

◆目的欄

「指定介護予防サービス事業」→「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」

「介護予防訪問介護」→「介護保険法に基づく第１号訪問事業」

「介護予防通所介護」→「介護保険法に基づく第１号通所事業」 など

※なお、介護予防・日常生活支援総合事業への移行は、平成30年3月31日までに順次行われるため、完全に移行するまでは「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の記載は必要です。

（2）運営規程・契約書・重要事項説明書

◆現行相当サービス（訪問・通所）については、既存の介護予防サービスの運営規程等がある場合は、名称の変更を行うだけで構いません。

◆基準緩和型訪問（通所）介護については、既存の介護予防サービスに準じて、新たに作成してください。あわせて利用者及びその家族等への説明を行ってください。

4. その他

指定申請等の受付期間等その他、必要な情報は熊本市ホームページに順次掲載する予定ですので、ご確認をお願いいたします。

◆ご注意◆

熊本市内の利用者を受け入れる市外の事業所も、熊本市に事前に指定を受ける必要があります。

また、熊本市外の利用者を受け入れる市内の事業所は、指定の手続き等について、当該市町村にご確認ください。

7. その他

地域包括ケア推進室

情報提供・質問

1. 熊本市ホームページによる情報提供

・単位、指定申請受付等、総合事業に関する情報提供は、随時、熊本市HPに掲載する

（ ホーム ＞ 分類から探す ＞ しごと・産業・事業者向け ＞ 届出・証明・法令・規制 ＞ 介護・福祉 ＞ 介護予防・日常生活支援総合事業 ）

2. 質問・問い合わせ

・ホームページに掲載する質問票の様式にて、質問を提出すること

・回答については、ホームページに掲載する。

（担当）

制度の基本的な事項 … 高齢介護福祉課地域包括ケア推進室

認定・請求・支払いに関すること … 高齢介護福祉課認定給付班

指定基準・指定申請に関すること … 高齢介護福祉課指導班